改正箇所

学校給食関係団体食育活動支援事業実施要綱

(対象団体等)

- 第2条 学校給食関係団体が実施する食育活動支援事業の助成の対象は、次のとおりと する。
 - (4)助成金の対象経費及び限度額は、次のとおりとする。ただし、餅つき、そば打ち、 ピザ及びケーキ作り等の講習会、レクリエーション及び野外活動に対する費用、飲 食代、茶菓子代、給食試食会の経費は、助成対象経費としないものとする。

11 / 1/ / 11 / 1/ / 1/ / 1/ / / / / / /		
科	目	助成金の限度額
食材料費		1人当たり500円以内とし、調理講習会のみとする。
謝金	講師	1時間当たり 5,800 円以内、3時間以内(17,400 円以内)
		とし、1人を限度とする。 <u>ただし、公務員(栄養教諭等)</u>
		は対象外とする。
	助手及び 指導助言者	1時間当たり 2,400 円以内、2時間以内(4,800 円以内) と
		し、1人を限度とする。 <u>ただし、公務員(栄養教諭等)は</u>
		<u>対象外とする。</u>
記念品代		児童・生徒の発表等に対するもので、1人当たり300円
		以内とし、限度額は30,00円以内とする。
会場借上料		10,000円以内とする。
事	务費	10,000円以内とする。

(実績報告等)

第5条 助成金の交付決定を受けた学校給食関係団体は、事業を終了したときは請求書 (第4号様式)及び実績報告書(第5号様式)、決算書(第6号様式)に状況写真(4 種類以上)の他、経費の詳細がわかるレシート(写し可)等を添えて、速やかに給食 会へ提出するものとする。

ただし、振込先の口座名義人は、原則として関係団体等代表者名義のものとする。

附則

5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。